

# 近世ハプスブルク君主国における軍事と地域社会

岩 崎 周 一

## 要 旨

本稿の課題は、軍事史研究においてややもすれば受動的な存在として扱われがちな地域社会の立場から、兵役と兵站の問題を軸として、近世のハプスブルク君主国における軍隊と社会をめぐる諸関係を逆照射して考察することにある。

近世において増大の一途を辿った兵力需要に対応するため、ハプスブルク王権は支配下の諸地域の諸身分の協力をあおぎ、平民から兵士を募るようになった。改革を重ねる中で、徴募は次第に強制的な色彩を強め、場合によっては地域社会の人口動態や構造を変化させるほどの影響をもたらした。

こうした動きに対し、民衆は徴募逃れや逃亡といった形によって抵抗した。しかし、地域社会においては階層分化が進行しており、上層に属する人々ほど徴募を免れる可能性が大きかった。これに対し下層に属する人々は、徴募を免れる手段をほとんど持たなかったばかりか、領主および都市・村落共同体による、徴募を口実とした「厄介払い」や身代わりの強要に怯えなければならなかった。しかし一方、生活環境が劣悪な地域には、兵役に生活改善のチャンスを見いだす人々も存在した。

兵站に関する負担は、近世になると、しばしば臣民の生活を脅かすまでに重いものとなった。国家や諸身分、そして領主は負担の軽減に一定の努力をみせたものの、十分なものとはならなかった。また、領主は在地権力としての立場から、兵站に関する諸負担を領民を統制する手段として利用した。これは徴募においても同様である。総じて、軍事負担をめぐる問題は、地域社会における領主権力の強化に利用されたといえるであろう。

ただし、地域社会にとって、軍は一義的に問題をもたらす存在ではなかった。領邦防衛と消費者という二つの役割により、軍は地域社会の構成員として、徐々にその地歩を固めてもいったのである。

キーワード：軍隊、地域社会、近世ヨーロッパ、ハプスブルク君主国、軍事史

## はじめに

筆者は拙稿「〈共通の危機〉が国家をつくる ——近世ハプスブルク君主国における軍事と諸身分——」において、近世のハプスブルク君主国では「共通の危機」意識に起因する軍事の発展が国内諸勢力の

幅広い統合を促す一因となり、政治エリート間における合意形成の過程に多大なインパクトを与えたことを指摘した<sup>1)</sup>。しかし、軍隊そのものの「社会集団」としてのありよう、そして軍隊・社会・民衆の複合的な関係および影響という問題については、稿を改めて論ずることとして触れることがなかった。このうち、前者については拙稿「近世ハプスブルク君主国における軍隊と兵士」において論じたが<sup>2)</sup>、後者はいまだ手つかずで、研究上の空白は埋まっていない。本稿はこの後者の課題にあらためて取り組み、近世のハプスブルク君主国における軍隊と社会をめぐる諸問題を、地域社会の側から逆照射して考察することを目的とするものである<sup>3)</sup>。

一般にはさほど軍国的なイメージが強くないであろうハプスブルク君主国においても、軍事そして戦争はとりわけ近世以降、人々の生活や社会のありように多大な影響をもたらしていた。それは時を経るごとに徐々に強くなり、軍と社会の緊密な結合を志向するヨーゼフ2世が皇帝に即位し、軍事において強くイニシアティブを発揮するようになった1765年以降、一つの頂点に達した。多少なりとも軍事に携わった人々の数は、1780年代に総人口のおよそ20パーセントに達したと推定されている<sup>4)</sup>。当時あって、こうした変化を如実に感じとっていた人々もいた。たとえばこの時期、ヨーゼフの弟であるトスカーナ大公レーオポルト（後の皇帝レーオポルト2世）は、ウィーンを訪れるごとに軍の勢威が高まり、国家が軍隊に従属しているような印象を受けると述べている<sup>5)</sup>。また1780年にハプスブルク君主国を訪れた文筆家ヨハン・リースベックは、「人々は至るところで、厳しく服従を求める軍隊的国家 ein militärischer Staat の到来を感じている」と語っている<sup>6)</sup>。オットー・ビュッシュは、18世紀のプロイセンにおいて「社会の軍事化」が進行したと述べているが<sup>7)</sup>、リースベックの言葉が示唆するように、ハプスブルク君主国においても類似した状況が存在していたのである<sup>8)</sup>。このような状況からすれば、近世のハプスブルク君主国を研究する上で、軍事と社会の関係を内在的かつ双方向的に考察する必要性は、十分に存在するといえるだろう。とりわけ、社会の側から軍隊を考えるという視座に基づく研究は、近世のハプスブルク君主国に関する限り、これまでのところ内外を問わずごく少ないため、検討する意味は大きいと思われる。

さて、本稿において筆者が中心的にとりあげる問題は、兵の徴募と兵站の二つである。なぜなら、「国民軍」の創設がまだ一部軍人の理想にとどまっていた近世にあって、戦争において戦場となることを別とすれば、地域社会が軍事とじかに接したのは、この二つの問題を通してであったためである。以下ではまず最初に徴募の問題をとりあげ、近世において軍の規模が拡大の一途を辿ったことで兵員の確保が困難になったため、平民に対し強引な徴募が実施されるようになった事情、そしてそれに民衆個々および地域社会がどのように対応したかという問題を検討する。次に兵站の問題をとりあげ、軍の維持と戦争遂行のために民衆と地域社会が負わされた負担、そして常備軍の成立にともなってより深刻化した平時における軍事負担の問題を、宿営を中心として検討する。

1 徴募<sup>9)</sup>

## (1) 騎士の軍から傭兵の軍へ

中世の伝統的な身分観念からすれば、騎士（貴族）は「戦う人」であり農民は「耕す人」であったから、農民は兵役とは無縁なはずであった。実際、ハプスブルク家のオーストリア入邦から間もない時期の騎士社会の様相を活写した文芸書『ザイフリート・ヘルプリング』（13世紀末成立）には、有力貴族に対し騎士の提供を呼びかけるくだりにおいて、次のような文言がみられる。「されば、騎士三百名を公殿〔オーストリア公〕に、差し出す名誉を、貴殿には、献ずることと致そうぞ。この要請は、貴殿への、好意に発するものにして、また、貴殿の偉さを思うなら、当然というべき勤めであろう、して。その者たちは軍装整い、完璧な騎士であるべきで、ど百姓など一人たりとも混じってはいはなりません。百姓どもがいてもよろしいのは、鞍系の輩と限りましょう」<sup>10)</sup>。

しかし時代を下るに従って、領主自身が一定数の家人・従者を率いて君主のもとに馳せ参じるというケースは減退していった。装備が高価であるうえに熟練が必要とされた重装騎兵の軍が、槍と銃を携えた軽装の歩兵を主体とする軍に敗れるケースが14世紀以降に増大したこと、そして封建制下の双務的契約のもと、騎士の従軍期間が1～2ヶ月程度に限られていたことが不自由に感じられたことなどにより、軍の主体が、戦争請負業者により集められた傭兵へと徐々に切り替わっていったためである。

ハプスブルク諸邦のいずれにおいても、領主・騎士が自ら従軍することは14世紀以降少なくなり、その代わりとして、都市・農村から徴募された人々によって構成される歩兵が君主に対し提供されることが一般化していった<sup>11)</sup>。シレジアのグローガウ侯領などでは長らく貴族の従軍義務が残っていたが、これも17世紀以降には形骸化した可能性が指摘されている。少なくとも、貴族は自ら従軍するより、戦費の提供を引き受けるほうを好んだ<sup>12)</sup>。

またこれと並行して、対オスマン戦争などの緊急時に農民を強制的に徴募するシステムの整備が進行した。オーストリア諸邦では、成年男子を事態の切迫度に応じ、30人に1人から5人に1人の割合で強制的に兵役に就かせるという形がとられた<sup>13)</sup>。民衆は、これによって領主層がその本分であるはずの領邦防衛の責務から逃れようとしているとみなした。1596年にオーストリア大公領において勃発した大規模な民衆蜂起の際に作成された苦情書では、この点が第一に挙げられ、次のように厳しく非難されている。「以前の良き時代から、キリスト教徒の仇敵たるトルコとの戦いを支援するため、農民や手工業者などは30家族または10家族に1人という割り当てで兵士を出さねばならず、そのうえ軍資金も取り立てられてきた。それにもかかわらず今日では、人々は領主により、もはや何も提供できないということで、家や財産を奪われている。この上さらに5家族に1人の割合で兵士を出し、さらに戦争のための税まで支払えというのであれば、皇帝と祖国の名誉と防衛のため、自らが戦場に赴くべきであろう」<sup>14)</sup>。

なお、この種の批判は以後も止むことがなかった。たとえば1758年に兵役への関心を高めるべく発された通達には、貴族領主が国家に奉仕し祖国の護持に尽力するより、怠惰に暮らすか、所領に引きこもって取るに足らない事柄に没頭していると非難する文言がみられる<sup>15)</sup>。また、ヨーゼフ2世は1765年に執筆した「備忘録」において、貴族の子弟が日々を無為に過ごすことがないよう、学業を修了した後に三年間無償で兵役に服させ、その後でなければ公職に就けないようにすることを考えていたが、実現はしなかった<sup>16)</sup>。

## (2) 徴募の強制化

ヨーロッパが「戦期が占める割合（95パーセント）、戦争勃発の頻度（およそ三年に一回）、戦争の平均持続時間、戦争の地理的範囲、規模、いずれをとってももっとも好戦的な時代」<sup>17)</sup>を迎えた16・17世紀に、軍隊の規模は飛躍的に拡大した。しかし諸国家にとって、兵員の確保は容易なことではなかった。まず第一に、王権はたいていの場合、兵を雇う資金に事欠いていた。1702年、皇帝レーオポルト1世は徴兵に関するある文書に、「金はない。しかしそれを探さねばならない。そうしなければ何もはかどらないのだから」と、苦衷を窺わせるコメントを残している<sup>18)</sup>。

また、近世における軍隊は原則として志願制をとり、連隊がそれぞれ補充活動をおこなうことになっていたが、一般に兵士になることを望む者は少なかった。たとえば1735年、さして経済発展の進んだ地域とはいえないルクセンブルクで3週間かけて実施された徴募活動によって得られた兵士の数は、わずか2名であった<sup>19)</sup>。また、ある程度の徴募に成功したとしても、脱走率が高かったため、安心はできなかった<sup>20)</sup>。南ネーデルラントでは、毎年兵の約10パーセントが脱走によって軍を離れていた<sup>21)</sup>。

17世紀末から、ハプスブルク王権はこの深刻な兵員不足の問題に対処するため、支配下の諸領邦の諸身分 Stände<sup>22)</sup> から、戦時に兵員を提供する役割を負うという同意をとりつけた（「領邦徴募制 Landrekruutenstellung」<sup>23)</sup>）。しかし、兵の調達が可能でないのは諸身分にとっても同じであった。徴募の主体が変わったところで、希望者が少ないという事情に変わりはなかった。そして後述するように、諸身分に属する者は基本的にみな土地領主であったから、貴重な働き手である領民を兵役に就かせることは基本的に彼らの利益とはならず、諸身分の姿勢は消極的なものになりがちであった。

このため、中央の軍事官庁は諸身分や関係各所に対し、強制的な徴募を促すようになった。こうなると、諸身分の側も応じないわけにはいなくなる。ボヘミアの諸身分は1696 - 97年の領邦議会において、通行証を持たずに移動している違法な浮浪者を、強制的に兵役につかせることを容認した<sup>24)</sup>。これは、こうした人々は身分が低いうえに社会的なつながりに乏しいため、徴募を強引におこなっても問題になりにくいという事情があったためと考えられる。また1708年、下オーストリアの諸身分は、割り当てられただけの兵数を用意できなかった領主に対して、欠員一人につき75グルデンの罰金を支払うよう定めた<sup>25)</sup>。ハンガリーの大貴族エステルハージ侯の領内では、兵士となる若者を割り当

てられただけ用意できなかった村の長たちが、遍歴職人や手工業者の徒弟を無理矢理捕まえて提供するといいた事件が発生している<sup>26)</sup>。ここでは徴兵は村の居酒屋でおこなわれたが、その際には暴力沙汰がつきものであり、扉や窓が割られるなどの騒ぎに発展することもしばしばであった<sup>27)</sup>。

18世紀後半になると、文字通りの強制、さらには拉致と異なることのない徴募も多く報告されるようになる。七年戦争中の1758年、軍事監理庁は諸身分に対し、各自の領民に「力づくで徴募検査を受けさせるよう」通達を發した<sup>28)</sup>。また同年に下オーストリアの所領 Herrschaft グフェールにて13名の男子が徴兵された際の記録によると、自由意思の者は5名で、後の8名は強制によるものであった<sup>29)</sup>。1793年、軍事における最高機関である宮廷軍事会議 Hofkriegsrat の議長ヴァリスは、領主によって兵役に就くよう強いられた人々が、「まるで子牛の売買の際に見られるように、縄で縛られ鉄鎖で拘束された状態で車に積まれ徴募検査場に」連れてこられていると述べている<sup>30)</sup>。こうした事例が特別なものでなかったことは、新兵の教練についてのマニュアルにみられる以下の記述がよく示している。「突然に両親から引き離され、故郷から連れ去られたことで、新兵たちはたいてい悲しげでうちしおれている。農作業はそれ自体つらいものであろうが、新兵たちは兵士生活における義務や労苦に立ち向かえるような状況には全くない。したがって、新しい環境に徐々に慣れるよう仕向けていくことが肝要である。あの手この手で励まし勇気づけるにこしたことはない」<sup>31)</sup>。こうした状況は、プロイセンにおけるカントン制に範をとった徴募区域制 Konskriptions- und Werbbezirkssystem が導入された1770年以降、よりいっそう強まった。

ただし、兵役は、地域社会の民衆に「平等」な形でふりかかった負担ではなかった。貴族、聖職者、知的労働に従事する者、有産市民、そして農工鉦業において不可欠とされる者は、はじめから徴募の対象外であった。このため下オーストリアの山間部では、給与が良くて仕事も楽な上に徴募を免除されるということで、鉄鉦業や森林伐採業が人気を呼んだ<sup>32)</sup>。同様に家の跡継ぎも徴募の対象外であったため、発育が最も良好な男子を出生順序に関係なく跡継ぎとし、家の存続を図るケースもあった<sup>33)</sup>。

しかしいったん戦端が開かれて「非常時」となると、たとえ豪農の子弟であっても容赦はなくなった。19世紀中葉の農民解放に大きく貢献したことで知られるハンス・クートリッヒは、その回想録において、健康な若者がみな兵役にとられる一方、病弱であったり身体の弱い者ばかりが残って所帯を持ったことで、村々に虚弱な体質の子供が増えるという問題が生じたと述べている<sup>34)</sup>。また、1770年代初頭に宮廷軍事会議がハプスブルク君主国諸地域で実施した兵役に関する調査（以後「宮廷軍事会議兵役調査」と略記）によると、ボヘミアのある地域では、七年戦争の際に多くの家長が徴募されたため、農村の荒廃が進んだ<sup>35)</sup>。

なお、重犯罪者および「不名誉」な職業に従事する者も徴募の対象外とされた。しかしこれに目をつけて、当時醜業と見なされていた皮剥ぎ業に故意に手を染め、徴募を免れようとした若者がいた。このため1758年には、こうした形での徴募逃れを禁じる通達が出されている<sup>36)</sup>。また、結婚してい



るだけでは徴募免除の対象とはならなかったが、平時の場合にはできるだけ避けるようにされた<sup>37)</sup>。このため、上オーストリア、下オーストリア、そしてモラヴィアなどの諸邦では、徴募区域制が施行された後、多くの若者が早くに結婚するようになった。しかし、こうして多くの子供が所帯持ちとなったことは地所の細分化を促し、農民の生活状況を悪化させた<sup>38)</sup>。

### (3) 徴募逃れ

前項においてもみられたように、人々は徴募を極めて嫌悪し、これを逃れるために様々な手段を凝らした。1758年のある通達では、「とりわけドイツ諸領邦において、若者の間で兵役に対し、ほとんど信じがたいほどの嫌悪感が根づいている」ことが指摘されている<sup>39)</sup>。また「宮廷軍事会議兵役調査」の領邦ケルンテンについての報告には、次のような記述がある。「親は兵役に対して無関心であるばかりか、息子たちが愚鈍、発育不全、虚弱者あるいは障害者であることをむしろ喜んでいる。なぜならその場合、彼らが兵役を免れるからだ」<sup>40)</sup>。他の地域でも状況は同じであった。徴兵が実施されるというニュースが流れるや否や、「適格」な若者たちが逃亡をはかったという事例は、ハンガリーなどでも報告されている<sup>41)</sup>。チェコ諸邦に属するシレジアの出身であるクートリッヒによれば、「息子を軍隊にとられることは、死に次ぐ最大の不幸とみなされた」のであった<sup>42)</sup>。徴募を逃れるために自ら指を切断するなどの自傷行為をおこなう者もあり、1750年代から、これを禁ずる法令が現れるようになった<sup>43)</sup>。また、徴兵される者が誰であるかが事前に知れると逃亡や自傷の恐れがあるとして、選出を秘密裏におこない、軍が夜に不意を襲って拉致同然に当該の男子を連れ去るという処置をとったところもあった<sup>44)</sup>。

クートリッヒの弟イグナツが徴募されることとなったとき、それを免れさせるために父親がとった措置は、このような当時の状況をよく伝える好例と言えるだろう。クートリッヒの回想によれば、父親は関係者を買収することにし、城伯 Burggraf、村の学校教師、軍医の三人にわたりをつけた。城伯は徴募者のリストの作成をおこなう人物であり、村の学校教師は精神薄弱で聴覚に障害があると証言してもらうために、そして軍医は検査の際に手心を加えてもらうために必要であった。軍医は検査に先立って刺激性の強い軟膏をイグナツの身体のあちこちに塗りつけ、そのために村で最も美しく強健な若者の一人であったイグナツは、眼と耳に膿瘍をもち、ひどい腺病をわずらった姿で検査室に現れた。これを見た担当官たちは一斉に「この腺病野郎、出て行け！」と叫び、こうしてイグナツは徴募を逃れることができたのであった。なお、彼が再び「人間のように見える」ようになるまでには数週間かかり、買収に費やした金額は総計 300 グルデンに達したという<sup>45)</sup>。

「宮廷軍事会議兵役調査」は、富裕な農民が大金を払って息子が徴募されるのを防ごうとすることが原因で、貧民から強引な徴募がなされていると、複数の領邦の事例から指摘している。領邦クラインからの報告から、そうした事例を一つ引用してみよう。「ラスプ將軍の報告によれば、富裕な農民は先

の戦争において、息子たちが徴募されることを防ぐため、多くの領主に100グルデンから200グルデンの金を与えた。兵役に対する忌避感、それほどまでになっている。そのため貧しい担税民たちが女房から引き離され、そして一人息子たちが、力づくで徴募されていった。今日の平時においてさえ、他の軍事報告でも指摘されているように、すでに多くの、まだ成人していない農民の息子たちさえもが将来に備え、金を出して兵役を逃れようと計らっているという<sup>46)</sup>。18世紀末から19世紀前半にかけてのボヘミア北部の農村の日常および民俗を活写した小説『おばあさん』（ボシュナ・ニエムツォヴァー作）にも、父親が100グルデンから200グルデン、あるいはそれ以上の大金を出せば、息子を徴兵から救うことができると語られるくだりがある<sup>47)</sup>。

なお南ネーデルラントでは、諸身分が徴募のための資金を提供することで、兵員の提供を拒否することがあった。また徴募されることと決まった若者を救うため、代わりに兵役に就く者を村落共同体が用意するケースもしばしば見られた。ただしその際、「契約料」（40～60ターラー）を工面するのは、徴募されることになっていた若者がいる家であった。このため、多くの家が借金を抱えることとなった<sup>48)</sup>。

#### (4) 下層民と徴募

クートリッヒはその回想録において、幼年時代を過ごした19世紀初頭のシレジアの農村の状況を振り返り、以下のように述べている。「貧しい小屋住み農にとって、農民はいかめしく青き血の流れる貴族 *der strengste blaublütige Aristokrat* であった。この二つに厳しく分かれた階層の間で、釣り合わぬ婚姻が成就することは一度としてなかった。富裕な家の子も貧しい家の子も共に隣り合ってゆりかごに眠り、教会や学校に通い、また働いて、日曜にはダンスに興じて喜びを分かち合ったにもかかわらずである」<sup>49)</sup>。前項において指摘したように、徴募を逃れた人々の肩代わりを強いられたのは、こうした貧しい小屋住み農か同居人、すなわち村の下層民であった。クートリッヒによれば、「彼らはもちろん、兵士の暮らしは下層民のそれより比較的ましだろうと考え、自らを慰めることができた。しかし、若者が連隊に入れられ永久に家族から引き離される段になると、きまって悲痛極まりない叫びがあがった」<sup>50)</sup>。当然のことながら、下層民も、徴募を免れたい気持ちは同じであったのである。ミヒャエル・ミッテラウアーは、18世紀末に農村の下層民の家屋所有率が急激に上昇した主因の一つに、下層民が所帯主となることで徴募を回避しようとしたことを挙げている<sup>51)</sup>。

領主が「良民」の保護を兼ね、所領内に居住する貧民・下層民を兵員として提供するよう努めたことは、下層民が徴兵される可能性をいっそう高めた。1778年のバイエルン継承戦争の折に前部オーストリア *Vorderösterreich*（ドイツ南西部に点在していたハプスブルク領）のある区で徴募がおこなわれたとき、担当の役人は、犯罪者や公共の役に立たないとされた者をまず兵士として差し出すのは自明のこととし、それでも間に合わない場合にだけ、一般人で埋め合わせるように計らった<sup>52)</sup>。ハンガリー

のエステルハージ家の所領では、謝礼金、農奴身分からの解放、そして賦役などの負担の軽減などと引き換えに、所領管理者が貧民に対し兵役に就くよう促すといったことがしばしば見受けられた<sup>53)</sup>。さらには、年配の者や病人が兵員として提供されることもあった<sup>54)</sup>。また上オーストリアやシュタイアーマルクでは、日雇い労働者を優先して兵士とすることを、諸身分自体が奨励していた<sup>55)</sup>。

しかしその一方、きわめて劣悪な環境にあって圧制に耐えかねた農奴が、兵役を生活環境を改善するチャンスととらえ、「自発的」に徴募に応じるケースもみられた。モラヴィアのプレラウ区およびオルミュッツ区についての「宮廷軍事会議兵役調査」の報告には、人々はいたって穏やかに調査に応じ、あまりにも過酷な賦役が軽減されるのでさえあれば、自分も子供たちも喜んで徴募に応じると明言したと記されている<sup>56)</sup>。

1784年にトランシルヴァニアで発生した大規模な農民蜂起も、このような状況および農民の考えと深い関係をもっていた。この年の初頭、トランシルヴァニア西部にある西カルパティア山地の村々において、国境守備連隊を増強する目的から、人口調査が試験的に実施されることになった。このとき、農民たちは、国境守備兵になれば日々苦しめられている過酷な封建的諸負担から自由になることができると考え、大挙してこれに応募しようとした。これに対し、労働力の喪失を恐れた貴族たちは関係各所にはたらきかけ、人口調査を中止させた。これに失望した農民たちは、国境守備兵への登用に加え、武器所有を認めてもらおうと請願運動を開始し、止めようとする地元の役人たちを武力で撃退した。ここから、数万の人々が参加する大規模な蜂起が勃発したのである。最終的にこの蜂起は正規軍の投入によって鎮圧され、主導者たちは過酷な拷問を受けた後に処刑された<sup>57)</sup>。

##### (5) 統制の手段としての兵役

兵役に対する民衆の忌避感情は、ときに領主が臣民を統制する手段として利用されることがあった。たとえば1735年にグフェールにて密猟をはたらいた男二人に対し、領主は一方に二ヶ月間の所領内での枷付き労働、もう一方に軍への強制入営という判決を下している<sup>58)</sup>。さらに興味深いのは、1763年からその翌年にかけて、定例の徴募活動以外でも新兵を受け入れるという通達が地区の役所から届いた際の、グフェールの領主役人の対応である。彼らはこれをうけ、領主に対し、この機会に「浮浪者やその他の性悪な者たち」を兵士として提供し、その分を今後の徴募の際に差し引いてもらおうと提案したのである。ここで彼らは四人の男をリストアップしたが、うち二人は木材を盗んだ廉で目をつけられた者たちで、罰せられて見せしめとして、兵役送りにすべしとされた。別の二人はいくつかの微罪のほか、これまでの徴募活動で兵役送りにするべきとされながら、そのたびに逃亡を繰り返した者たちであった。領主役人の判断によれば、これら四人はいずれも「一家を構える見込みがなく、財産もなく、態度振る舞いも劣悪」なのであった。この提案に対する領主の返答は、四人のうち一人のみを兵役送りとせよというものであった。しかし、これは慈悲によるものなどではなかった。領主の意



図は、臨時の徴兵をあえて一人に留めておくことで、正規の徴兵が変わらず実施されるということを領民に意識させ、彼らを従順ならしめることにあったのである<sup>59)</sup>。方法こそ異なれ、兵役を厭う領民の感情を所領管理に活用しようという考え自体は、領主にもその役人にも等しく共有されていたといえよう。

また南ネーデルラントでは、密猟や村祭などでの喧嘩沙汰で捕まった者を、数年の懲役刑に処す代わりに軍へ送ることが、必要悪として容認された<sup>60)</sup>。ハンガリーのエステルハージ家の所領でも、同様の状況がみられた。たとえば1772年、居酒屋で騒ぎをおこし村役人に暴行をはたらいた若者に対し、アイゼンシュタットの領主裁判所は、主犯二名を兵役送りとする判決を下している。また1762年、謝肉祭の際に開かれた宴会で警備兵に乱暴をはたらいた護衛兵も、同様に兵役送りとされている。一方で領民の側も、こうした領主の手管には気がついていて、1764年にロッケンドルフとフラウエンハイトで騒ぎを起こした若者たちは、領主役人の取り調べに対し、七年戦争の終結から一年がたったばかりというこの時期に徴兵はないだろうと高をくくり、喧嘩沙汰を起こすことを辞さなかったと述べたという<sup>61)</sup>。

兵役が脅迫ないし統制の手段として利用されていることは、軍も問題であるとみなしていた。また軍は、兵役が嫌悪される理由の一つに、領主役人が優れた若者を徴兵の対象から外すよう配慮する一方、問題ある者ばかりを選定することがあるとも考えていた<sup>62)</sup>。こうして1716年および1770年には、兵役を罰とすることを禁じる法令が出された<sup>63)</sup>。しかし1772年に発給されたある文書では、領主役人が領民に対し、何かしくじりをしてかしたら即刻兵役送りにすると脅し文句を吐いていると指摘されており、効果があったかどうかは疑わしい<sup>64)</sup>。

このような事態が生じたのは、徴兵のシステムが変わろうと、実作業においては結局のところ、在地の領主とその配下がほぼすべてを統括していたためであった。誰を兵役に送るかということは、ほとんど領主役人の専権事項であった<sup>65)</sup>。ニェムツォヴァーの『おばあさん』には、ある男が村長の娘の恋心にこたえなかったことで、その娘の友人であった領主役人の娘の機嫌を損ね、父親の奔走の甲斐なく徴兵されることとなったものの、領主夫人の口利きによって兵役から解放されたというエピソードがある<sup>66)</sup>。もとよりこれは小説であるが、当時の農村における身分制社会の様子を伝えるものとして、注目に値しよう。

一方、村落共同体においても、兵役に対する人々の忌避感を利用し、紀律の強化を図ろうとする動きがあった。1757年に下オーストリアの村落ランナーズドルフで作成された村法 Weistum の第7条には、「いずれの家長も、奉公人、子ども、間借り人が近所に厄介事や悪ふざけをして害を与えたりすることのないよう、夜には彼らが適切な時間に家にいるよう注意するべきである。そうした狼藉行為が発覚した場合、その者には一度目であれば身体刑を科して罰を与えるが、二度目であれば兵役送りとする」とある<sup>67)</sup>。また1760年に下オーストリアの村落ランゲンレーバルンにおいて作成された村法

では、日曜および祝日に夏は8時、冬は10時を過ぎても居酒屋や通りで過ごしたり、喧嘩沙汰を起こしたりする不従順な輩には、兵役送りも含めた罰を検討すべきであるとされている<sup>68)</sup>。

このように、兵役をめぐる問題は、好むと好まざるとにかかわらず、徐々にではあるが、地域社会のありように深い影響をもたらした。クートリッヒが言うように、まさしく「徴募を通して国家は直接に、そして極めて荒々しく、農民と接触した」のであった<sup>69)</sup>。

## 2 兵站

### (1) 負担の実相

兵站到関連する負担を負うことは、中世のオーストリアにおいては領邦法 Landrecht により、臣民の義務とされていた<sup>70)</sup>。しかし補償が十分でなく、また何よりもまず略奪暴行がつきものであったため、これらの諸負担、とりわけ宿営を忌避する声は強かった<sup>71)</sup>。中近世ヨーロッパの法観念において、ある程度の略奪は許容されるものであったが<sup>72)</sup>、被害者である民衆にとって、そのような観念はあずかりしらぬものであり、とうてい是認できるものではなかった。以下に、こうした軍事的諸負担の重さ、そして軍による乱暴狼藉を生々しく伝える史料を、いくつか紹介しよう。

『ザイフリート・ヘルプリング』には、行軍中あるいは宿営中の軍隊がおこなう乱暴狼藉が、次のように活写されている。「ターヤ川の川上より現れいでたる軍勢は、貧しき者にも手心なし。またラインジッツ川やキャンプ川の流域から来た軍勢が、一たび通り過ぎますと、それからあとの一年間、農家には子羊一ぴきも、鳴き声を上げることとてなく、鷺鳥の一羽、鶏一羽も、元気な声をたてませぬが、ほんに彼らは貧しき者らを、こっぴどい目に遭わせます。公殿 [オーストリア公] が、神の御心にかなわれた、正しき裁判官となられる以外に、何人も、この軍勢の蛮行を、防ごうとする者はおりませんまい」「情け容赦なき略奪が、ここでは行われているのです。牛も羊も豚、子羊も、毛糸も毛織りも麻屑も、刷毛、磨き櫛、虱櫛に缺、また酒盃もカップも水差しも、塩壺、三脚鍋、揚物鍋、雌鶏、雄鶏、ことごとく、彼らの餌食となるのです。[...] 下女も、亭主と同様に、ひどい災難に遭うのです。彼女はこの夜、ジョッキの中の……のように、男から男へとまわされます」<sup>73)</sup>。

下オーストリアのゲットヴァイク修道院長ヨハン・エヴァンゲリスト・ディツェントは、1684年に対オスマン戦争への来援のため領内を通過した神聖ローマ帝国軍の世話を引き受けることとなったときの様子を、ある手紙で以下のように伝えている。「バイエルン軍の通過の様子について聞き、悲しみに耐えない。領民たちが哀れでならない。我らが領邦君主から何の保護も受けられないのだから、彼らが無気力になるのも無理はない。[...] 飢餓のひどさは筆舌に尽くしがたい。神が全般的な飢饉からお守り下さるのを願うばかりだ」<sup>74)</sup>。

また1788年、領主レーディ・ラヨシュは対オスマン戦争のさなか、こう不満を漏らした。「家で必要な分を除いたすべての食糧を、決められた価格で陛下に差し出すよう、すべての領主が強いられて

いる。もっと大変なことは、差し出した食糧の半額分しか金が支払われず、残りの半分は戦争が終わってからということだ。これはよくないことだ。[…] 自発的に供出しようとしなければ強制的に奪われ、告げ口した使用人や隣人には報奨が与えられる。[…] 刈り入れの後に生えてきた芽を刻み、ふすまと混ぜて食べている貧しい人びともいる。現金を握りしめて三つか四つの村を回っても、一斗の麦すら手に入らない場所もある」<sup>75)</sup>。

19世紀に入っても、状況に変化はみられなかった。インスブルック大学の法学教授カール・バイテルは、若年期にアルプレヒト・テベルティという変名で出版した『オーストリアの財政問題』という著書において、宿営について次のように述べている。「通常、農民は部屋を一つ以上はもっていない。このため、宿営する者はその家の妻や娘と共に、その一部屋で寝るのである。家長は戸外にあり、自分の家族の女性たちを、宿営する者の良識に委ねるといふ訳だ。彼やその息子たち、そして下男たちは、どこで女性たちの忠節に対する信頼を得たらよいのだろうか？」<sup>76)</sup>。またクートリッヒは次のように回想している。「宿営は物質的にも精神的にも重くのしかかってくる負担であった。年がら年中私たちは、それだけでなくとも八人の子供を有する大家族であるため手狭に暮らしていたというのに、外国出身の若者を宿泊させ、あれこれと面倒を見なければならなかった。彼らがドイツ人であることは希で、たいていの場合ハンガリー人、ボヘミア人、ワラキア人、イタリア人あるいはポーランド人であった。引き受ける人数は平均して四～五人だったが、時には十一人から十二人が一つの家屋に押し込まれた。騎兵である場合には馬も泊めねばならなかった。軽騎兵や竜騎兵はこうした馬にやる飼料のため、藁や飼料を決まったように盗んでいった。ほとんどが低い文化レベルのよそ者からなる人々と一緒にいなければならないというだけですでに不快であったが、こうした荒くれ者の兵士たちが村中の若者にもたらす道徳的な、いやむしろ不道徳的な影響ときたら、教育的なものでもなければ高貴なものでもなかった。こうした無責任なよそ者が家族や村の女性に対しまるで気遣いをみせなかったことは、容易に想像がつくだろう。[…] したがって、農民と兵士は、常時戦争状態にあった」。この結果、「多くの人々は賦役以上に宿営を嫌った」<sup>77)</sup>。クートリッヒはこれに続けて、農民はすべての区域に兵舎を設けるよう請願したが、この願いが実現したのはようやくフランツ・ヨーゼフ1世(在位1848～1916)の代になってからだとして述べている<sup>78)</sup>。

そのフランツ・ヨーゼフ1世が即位した1848年に勃発した革命運動においても、十分な給養がなされなかったこともあり、軍の横暴は際立っていた。ハンガリーに進攻したイェラチッチ率いる軍政国境軍の所業について、ある将校は手紙に次のように記している。「四日の後、わが軍はペシュトの前に到着する。神よ、この町を助けたまえ。軍政国境軍が怒り狂って手に負えない。早くも、彼らは不行跡を抑えられなくなって、ひどい強奪や盗みを働いている。毎日千回の鞭打ちを命じているが、何の役にも立たない。神でさえ、彼らをまともに戻すことはできまい。将校ではなおのことだ。小作農民はじつに親切に迎えてくれるが、毎晩不満ばかり聞かされる。ぞっとするような不満も珍しくない。

この泥棒の連続に私も絶望的になり、自分までが山賊のような気分になる。私は兵站部の面倒もみななければならないからだ<sup>79)</sup>。

もっとも、宿営・兵站が問題なく実施され、民衆と兵士の間に良好な関係が生じることもあった<sup>80)</sup>。1686年に対オスマン戦争のためにブランデンブルク選帝侯が派遣した軍の医師としてハンガリーに赴いたヨハン・ディーツは、シレジアのヴロツワフ郊外の村で宿営した際、往路においても復路においても歓待されたと述べている<sup>81)</sup>。ただし、総体的にみれば、これは例外的な事象であったと思われる。ディーツ自身、後年プロイセンの都市ハレで自らが宿営させる側にまわったときの体験を、次のように苦々しく描写している。「わが家は、残念なことに、二十四年間も兵士にたいする宿舎の提供をきびしく割り当てられてきた。そのためわたしは、兵士、下士官とその妻がひしめきあうのに耐えてきた。わたしの場合は、妻と義理の娘が説教師たちのところで、いや、町のいたるところで、わたしのことを何千ターラーもため込んでいる大金持ちだなどと吹聴したので、なおさらひどい目にあった。兵士たちはなんでも好き放題にわたしからせびり取ろうとした。しかし骨折り損に終ると、ありとあらゆる嫌がらせと心痛の種を与えた。兵士たちがどんなにわたしをいじめ、今なおいじているか、それは筆舌に尽くしがたい<sup>82)</sup>。また彼は、対オスマン戦争に参加してポーランドを通過した際の出来事として、農民がみな逃げ出して障害者と老婆だけが残っていたという村々で、農民たちが秘匿していた財産、食糧、家畜を、自軍が略奪したことを報告している<sup>83)</sup>。

このように見てくると、宿営および兵站に関する諸活動が問題なく実行されることは、皆無でこそなかったものの、きわめて希なケースであり、民衆がこれを忌み嫌ったのも当然といえるだろう。それではこのような状況に、本来民衆を保護すべき国家・諸身分・領主、そして民衆自身はどのように対応したのであろうか。以下ではそれをみていこう。

## (2) 国家の対応

王権の側でも、軍に紀律が行き届いていないこと、そして軍事関連の諸負担が臣民を圧迫し、君主国の経済発展を阻害していることは認識していた。たとえば1648年、元帥ライモント・モンテクコリは、町や村を宿営の負担から解放するため、兵舎を建設すべきであると提案している<sup>84)</sup>。オーストリアの官房学者ヨハン・ヨアヒム・ベッヒャーは、「反乱を起こした臣民一人は、十人の外敵より危険である」として、国家主義的な見地からではあるが、農民保護の必要性を訴えた<sup>85)</sup>。1697年および1699年には、ハンガリーをはじめとする諸領邦からの「負担は楽になるどころか、二倍さらには三倍といや増している」という抗議をうけ、兵站に関する細則が定められている<sup>86)</sup>。またカール6世期には、軍による恣意的な徴発を防ぐため、国が管理する貯蔵庫の設置が検討された<sup>87)</sup>。

しかし、横暴を禁ずる法令が発せられたりはしたものの<sup>88)</sup>、資金が不足していたり担税能力の低下が懸念されたことなどから、18世紀中葉になるまで、民衆の被害および負担の軽減につながるような

政策が実行されることはほとんどなかった。一方で兵士の生活環境も、兵站に対する配慮が十分でなかったことなどから、良好とは言い難かった<sup>89)</sup>。こうした状況が、兵士による乱暴狼藉が横行し、また人々が兵士となることを嫌う一因にもなっていたのである。時期および地域によって違いはあるが、18世紀における一般兵士の生活水準は、日雇い労働者のそれとおおよそ同等であった<sup>90)</sup>。

ハプスブルク君主国において、臣民の軍事的諸負担軽減の問題に本格的に取り組んだ最初の君主は、マリア・テレジアである。彼女は「最も多い身分であり、国力の源を形成する農民は、満足な状態で維持されねばならない。それは、戦時であろうと平時であろうと、税を払い家を支えていける状態に農民があることを意味する」と述べ<sup>91)</sup>、民衆の生活状況の改善に強く関心を寄せた。ただ、ここに富国強兵を第一とする国家主義的な発想が強いことは見逃してはならないだろう。また、即位当初にオーストリア継承戦争という国難に見舞われたため、マリア・テレジアが臣民の苦境に配慮する余裕を持てるようになるにはかなりの時間を要した。オーストリア継承戦争中の1741年12月、彼女はボヘミア最高行政長官フィリップ・キンスキーに宛てた手紙において、次のように述べている。「この領邦[ボヘミア]のことは気かけないで下さい。兵士が満足し、何一つ欠けるものがないよう配慮して下さい。[…]人々から自発的に得られないものは、奪い取るしかありません。あなたは私が残酷だということかもしれません。それはその通りです。しかしこの領邦を保持するために今私がとらなければならないあらゆる残酷な措置については、百倍にして償いをせねばならないことも、私は十分に承知しています。私は必ずそうするでしょう。しかし私は今、同情に対しては固く心を閉ざしています」<sup>92)</sup>。

こうして、マリア・テレジアがこの問題に向き合うのは、オーストリア継承戦争が終結した後のこととなった。終戦にやや先んじて彼女が着手した大規模な国政改革は、何よりもまずプロイセンという新たな脅威の出現に対応するためのものであったが、そこでは臣民の負担軽減も考慮されていた。改革の立役者ハウクヴィッツは、各地の諸身分に提示した改革案において、これまで諸領邦が「古き慣習」に基づいて果たしてきた諸々の軍事負担について長く詳細に言及し、「諸領邦にとって糧食・徴兵・軍馬の提供がどれほど過酷であったか、そしてその際に領邦の人々がほとんど耐えられないほどに膨大な出費をどれほど強いられたことか、そしてさらにこれらの調達の際にどれだけ多くの困難が生じ、また批判がなされたか」<sup>93)</sup>を繰り返し強調した。ハウクヴィッツの目的は、国防上不可欠であると彼が考えた総勢10万8千の常備軍を保持するため、従来の倍の租税の提供を諸身分に納得させることにあったが、彼はその際、「王権を保持し、また忠良にして恭順なる臣民の安寧のため」、いまや新たな軍事・財政システムの確立が必須なのであり、「これによって、一方では必要なだけの兵数を擁する軍隊の保持が可能になるばかりか、負債の償却も徐々に果たされるようになり、また一方では忠良にして恭順なる諸領邦に、可能な限りの負担軽減をもたらすことが可能となる」<sup>94)</sup>と論じた。そして租税負担を倍とすることの代償として、今後戦時・平時を問わず、宿営義務を除くあらゆる種類の金銭・軍事負担から、諸身分（およびその領民）を「完全に」解放することを約したのであった<sup>95)</sup>。



もっとも、民衆は全体としてこの改革を負担の軽減につながるものとは考えず、マリア・テレジアを失望させた<sup>96)</sup>。また、七年戦争において、この改革は期待された効果を発揮しなかった。そのためこの戦争も、ハプスブルク君主国は以前と同じく、地域社会に兵站を依存して戦うこととなった。しばしば戦場となったボヘミア諸邦にふりかかった負担はとりわけ大きく、ボヘミアのロホリッツで1740年から1839年にかけて司祭によって記録された年代記には、七年戦争中にこの村が物資の輸送・運搬、宿営、そして行軍などの負担により、激しく疲弊したと記されている<sup>97)</sup>。

しかし、臣民の負担軽減に向けての努力は続けられた。先に述べた国政改革が実施された1748年には、軍と諸邦の役割分担を明確にし、問題行為の勃発を防ぐためとして、兵站に関する包括的な規定が公布されている<sup>98)</sup>。そこではたとえば宿営について、可能な限り諸邦の責任のもとで兵舎あるいは類似の施設を設置することとし、分散して個々に民家に宿営するという従来の方法は控えることとされた。供給すべき物資についても、兵種や階級、そして部隊の規模などの区分にもとづいて、詳細に定められた。恐喝・強奪はもとより、無償で徴用および徴発をおこなうことは禁じられた。

さらに1760年代には、歩兵連隊には固有の駐屯地を用意することを原則とし、そこに兵舎を建設することで、宿営の負担から民衆を解放しようとする施策がとられた<sup>99)</sup>。これには、兵が分散することがなくなるので給養が容易になり、また兵の監視も強化できるという狙いがあった<sup>100)</sup>。しかし兵舎の居住環境が十分でなかったため、兵士が健康を害することが相次いだ。兵舎の様子を実見したフランス軍のある士官は、「巨大なホールで、百六十人からなる中隊の全員が眠り、生活し、料理をしている。窓は低く小さい。悪臭は耐え難いものだ」と感想を語っている<sup>101)</sup>。この問題はすでに1720年代に南ネーデルラントで兵舎の建設が試みられた際にも発生しており、脱走者が相次いだことの原因として指摘されていたが<sup>102)</sup>、その教訓が生かされることはなかったのである。

このためふたたび民家ででの宿営が重視されるようになり、とくに都市の家屋を活用することで解決が図られるようになった<sup>103)</sup>。このためにボヘミアだけで60万グルデンもの資金が投入され、1774年に解散が命じられたイエズス会の施設が流用されもした<sup>104)</sup>。しかし、これにも問題がなかった訳ではない。風紀の問題は兵舎が設けられても解決されず、近くに兵営が設置されたことで風紀が乱れ、私生児が増えた村もあった<sup>105)</sup>。また、都市への駐留は農村でのそれより高かついた。兵の乱暴狼藉が都市住民にとって多大な迷惑となったことは、(ハレにおける事例ではあるが)先のディーツ親方の回想が示唆するとおりである。モラヴィアの市場町レトヴィツェでは、七年戦争の折にザクセン軍が宿営した時から性病が流行り、領主や当局が手を尽くしても根絶できずに住民が苦しむという状況が長く続いた<sup>106)</sup>。

一方で軍当局には、都市に駐留することで、兵士が都市の悪習に染まって墮落するという声があった<sup>107)</sup>。1765年には、エステルハーゼ家の所領ハラトションで、宿営している兵士を相手に学校教師の未亡人とその二人の娘が売春宿を営んでいるとして問題になった。またその近隣のカルファーリエ

ンベルクでは、三人の未婚女性が妊娠する事件が起きたが、そのうち二人の相手は兵士であった<sup>108)</sup>。

ただし、19世紀前半に活動した詩人で聖職者でもあったヨハン・ラディスラウス・ピルカーは、幼少期に過ごした家が兵舎の真向かいであったことから、しばしばその兵舎を訪れて兵士たちと交流し、また彼らの教練の真似をして軍隊ごっこに夢中になったと回想している<sup>109)</sup>。これは全体的にみれば特例といえようが、市民と兵士の間に一定の交流が存在したことは事実であろう。

またマリア・テレジアは、1771年に輜重隊を設けることとした。さらにヨーゼフ2世は、1784年に兵站を統括する部局を軍の内部に設けている。これらもまた、臣民の軍事的諸負担を軽減が必要であるとの声に応えたものであった。しかし18世紀末に勃発した革命フランスとの戦争において、これらの新体制はうまく機能しなかった。このためハプスブルク君主国は以前と同様、兵站に関しては諸身分と地方官庁に多くを依存しつつ、戦争を遂行することとなった<sup>110)</sup>。

### (3) 諸身分

兵站、とりわけ宿営をめぐるトラブルは、諸身分の間でも頻繁に問題とされていた。領邦の代表者として民衆を保護する義務が自分たちにあることを、彼らはよく自覚していた。とくにハプスブルク諸邦の場合、領邦行政の担い手は諸身分によって任命される官僚・役人たちであったから、その役割は大きかった。このような事情から、16世紀以降に下オーストリアなど一部の領邦では、地域の代表として軍と折衝することを主な職務とする官職が設けられていった<sup>111)</sup>。1722年、下オーストリアのマンハルトベルク上部地区の上級監督官 Oberkommissar ハンス・レーオポルト・クエフシュタインは、「監督官が軍の移動に関して駐屯場所を決める際、その規模などについて知識がなければ、駐屯先の村はたちまち破滅してしまう」と述べ、その職責の重さを強調している<sup>112)</sup>。

諸身分はまた、領邦間の負担の軽重をめぐる問題にも関与した。たとえば下オーストリアの諸身分はモラヴィアの同輩に対し、自分たちの方が兵站関連の負担が重いとして、同量の負担を負うようしばしば要求している<sup>113)</sup>。また上オーストリアでは、割り当てられた税を支払わない（あるいは支払えない）都市に対し、諸身分が宿営負担を課すと脅して督促をおこなうこともあった<sup>114)</sup>。

国家との折衝は、兵站に関する問題に限らず、諸身分の役割の中でもっとも重要なものの一つであった。諸身分は領邦議会においてこの問題を常時議題とし、王権に対し苦情を申し述べた。たとえば1743年、ルクセンブルクの民衆の窮状を、同地の諸身分は王権に対し次のように訴えている。「昨夏の干ばつのため、干し草やカラス麦の収穫状況はきわめて良くない。民衆は自分たちの家畜に必要な飼料の一部を諦めるよう強いられている。それらを十分に持っていない人々は、高値で買わなくてはならない。[...] 民衆は、宿営、士官や番兵や野戦病院が燃料として必要とする木材の運搬、そして倉庫から食糧や飼料を絶えることなく運ぶための輸送業務といった仕事を、おびただしく背負っているのだ」<sup>115)</sup>。1714年には、過剰な徴発を防ぐ目的で糧秣の配給量を定め、軍による諸々の横暴・強圧

などを厳しく禁じた法令が発されたが、これはとくにハンガリーの諸身分からの要請によるものであった<sup>116)</sup>。

しかし、全体としてみると、諸身分からの訴えや苦情に対する王権の反応は鈍かった。王権は常に善処を約し<sup>117)</sup>、前項においてみたように、実際に様々な形で徐々に対応がなされるようになりはした。しかし王権が各地の実状を把握しきれていなかったことから、個々の施策には的外れなものが多くなかった。これに対し、地域の事情に通じていた諸身分はこうした不手際を補うはたらきをみせた。兵士による乱暴狼藉については二週間以内に報告するようにといった指示を出し<sup>118)</sup>、民衆が適切な補償をうけられるようにも計らった。また巡見をおこなって兵の横暴を抑止するなどして、状況の改善に少なからぬ貢献を果たしたのである<sup>119)</sup>。

この関連で注目されるのが、1720年代に独自に兵舎を建設して軍に使用させた、下オーストリアの諸身分の活動である。その直接の契機は、市場町シュトッケラウからなされた兵の乱暴狼藉に対する訴えに対し、諸身分が宮廷軍事会議に善処を求めたにもかかわらず、有効な手だてが講じられなかったことにあった<sup>120)</sup>。そこで諸身分は王権に頼るのではなく、自ら兵舎を建設することで問題の解決を図り、あわせて諸邦の範となろうとしたのである<sup>121)</sup>。彼らはその理由を、以下のように簡潔に説明している。「この領邦下オーストリアで宿営をおこなう皇帝軍によっておこなわれた多種多様な乱行の数々、そして兵士たちが犯した諸々の不正行為は、愛国的な心情をもつ者たちに、次のような考えをもたせることとなった。すなわち、貧しき市民や臣民に過大な負担をかけることのないよう、兵士たちを兵舎に住まわせて給養をおこなっているバイエルン公国やその他の領邦の例に倣い、この領邦下オーストリアでも同様に、自前の兵舎を設置することである」<sup>122)</sup>。下オーストリアの諸身分は以前から軍に規律が欠けていることを問題視し、被害をできるだけ少なくするため、宿営に関するマニュアルを独自に作成するなどの対策を講じていた<sup>123)</sup>。兵舎を自前で建設し提供するというアイデアの背景には、このような不満の蓄積が大きく影響を及ぼしていたのであった。

こうして1721年に、イプス、ウィーン、クレムス＝シュタインの近郊、およびシュトッケラウとグラフェンドルフの中間地点の計四か所に、兵舎が設置された。この後、「こうした兵舎が貧しい市民および臣民から厄介事を取り除き、平穏をもたらし、負担を軽減することは疑う余地なく明白であり、また公共の福祉にきわめて大きく資するものは続けられるべきである」という判断から<sup>124)</sup>、設置される兵舎の数は増えていった。諸身分が兵舎に関して費やした金額は、1723年までに、およそ49万グルデンに達した<sup>125)</sup>。

#### (4) 領主

領主が領民に対して「保護と庇護 Schutz und Schirm」の義務を負うという封建制の理念は、徐々に本来の軍事的な意味よりも社会福祉的な意味に解されるようになっていたが<sup>126)</sup>、近世においても揺る

ぎなく存続していた。18世紀後半におけるハプスブルク君主国の宰相カウニッツは、「領主が農民を養えないとき、農民の義務もまた終了する」と述べている。また領主による軍事的保護機能も、およそ18世紀初頭まで意味を失いはせず、この機能に関する怠慢は、保護権 *Vogtei* の喪失につながることもありえた<sup>127)</sup>。たとえば1683年、オスマン帝国の侵攻に際し、下オーストリアの村落ヴィレンドルフの住民は、彼らの保護領主が所有するシュタルヘムベルク城へ避難しようとした。しかし領主は彼らの受け入れを拒み、このため住民の一部はオスマン軍によって殺戮された。にもかかわらずオスマン軍の撤退後、領主は以前と同様にヴィレンドルフの住民に対し貢租を払うよう要求したので、住民はこれを拒絶した。結局この件は審理にかけられ、長くかかったものの住民側の勝利に終わった<sup>128)</sup>。この領主は領民を保護する義務を怠ったために、領主としての権利を失ったのである。

一般に、領民を保護する責務を負っているという意識は領主にも浸透していた。「家父の書 *Hausvaterliteratur*」の代表作として知られる『篤農訓－貴族の地方生活』の著者ヴォルフ・ヘルムハルト・ホーベルクは、同書において、「戦争のため軍隊が駐屯したり領内を通過するようなときは、収穫を早めたりして領民に与える被害が少なくすむよう、領主は配慮すべきである。軍の高官に酒食をできるだけ豊富に届け、領民の保護を願うのもそのためである」と述べている<sup>129)</sup>。1670年に宿営させた軍人から不当な要求をうけたという報告を領民からうけたルートヴィヒ・ジンツェンドルフ伯は、「塩、灯火、木材以外の提供をおこなう責務は領民にない。それ以外の負担を我が領民が負う必要のないことを、ここに改めて言明しておく。今後宿営の際に似たようなことが発生したら、すぐに私に報告すること。適切な処置がとられるであろう」と返答している<sup>130)</sup>。下オーストリアのゲットヴァイク修道院長ヨハン・エヴァンゲリスト・ディツェントは、1683年の第二次ウィーン包囲の際、来接する軍の略奪から領民の財産を守るため、それらを修道院を一時的に保護するよう指示を出した<sup>131)</sup>。また、カール6世期の重臣アロイス・ハラッハは、1706年に作成した「代官マレクへの指示」という名の所領管理マニュアルにおいて、軍令に反して多くの乱暴狼藉がはたらかれていることをよく承知しているとしたりうえで、それが領主役人の目が行き届いていないところで特に目立つと指摘し、領民が虐待されることがないように、行軍や宿営の際には十分に目を光らせて軍を監視するよう強調したほか、被った損害や過大な負担については、村全体で負担や補償を分け合うよう指示している<sup>132)</sup>。また彼が1722年に作成した「総合指南書 *Universal-Instruction*」の第252条には、軍の通過や宿営の折には、領民が横暴に遭うことのないよう配慮すること、宿営する軍の規模が大きい場合には一つの村だけが負担を負うようなことがないようにすること、突発的な事態には複数の管理者が助け合うことなどが指示されており、領民の庇護と損害の軽減を重視する領主の姿勢が窺えるものとなっている<sup>133)</sup>。

ただし、ここに引用した諸々の記述にみられるような配慮を、領主が領民に対してつねに示したわけではない。「宮廷軍事会議兵役調査」をはじめ、本稿において利用した同時代の諸史料を見る限り、地域差、そして領主個々の姿勢にもとづく差はきわめて大きく、ハプスブルク君主国における領主制

のありようを概括的に論じることは不可能といってよい。このことは、すでに同時代人によっても認識されていた。1748年にハプスブルク君主国を訪れたデイヴィッド・ヒュームは、ドナウを下ってウィーンに向かう途中、周辺地域の人々の暮らしぶりをフランス以上であってイギリスにもさして劣らないと高く評価したが、南部のシュタイアーマルクおよびケルンテンでは住民の窮状に愕然とした。しかし、その次に訪れたティロールではふたたび人々の暮らしぶりの良さを目の当たりにするという体験をし、同じ君主の支配下にある諸地域の状況がなぜこれほどまでに異なるのかと首をかしげている<sup>134)</sup>。

領主が配慮に欠ける場合、農民は生存さえもが困難となる状況にまで追い込まれた。枢密顧問官クリスティアン・ユリウス・シーレンドルフは、16世紀末から17世紀初頭にかけて提出した意見書において、ボヘミア諸邦においては体僕制のもと、農民が奴隷のように扱われ、領主の苛斂誅求によって「エジプト的辛苦」（旧約聖書の「出エジプト記」に描かれたユダヤ人の辛苦を指すものであろう）にあえいでいると述べている。彼はさらに、このような「専制的で野蛮で非キリスト教的な仕打ち」のもとで、この先一生ひどい苦しみを味わい、みじめに飢えと渇きに苦しんで生きていかねばならないのなら、死んだ方がましだと農民が考えたとしても、それはごく自然なことだと記している<sup>135)</sup>。また1778年にボヘミアで勃発した飢饉に関し、トスカーナ大公レーオポルトは母マリア・テレジアに宛てた手紙において、「ほどほどの農民反乱は国家にとって有益でしょう。なぜなら、それによって高位の者たちに、農民に対して法に基づいて正当に振る舞うことが必要であること、そして農民たちもまた彼らと同様に君主国の一部であり、誰もがみな政府によって保護され庇護される存在であることを認識させられるからです」と述べている<sup>136)</sup>。ここで指弾されているような苛斂誅求を実践していた領主が、兵站に関する諸負担から領民を守ろうとしたと考えるのは難しいだろう。

また、徴募の場合と同様、領主が宿営をはじめとする軍事関連の負担を日頃「反抗的」な領民に意図的に割り当て、一種の懲罰とすることもあった。1697年に下オーストリアの村落ヴァイケンドルフの村落集会で作成された「見解 Observaciones」の第14条には、「軍の移動および宿営に際しては、他の様々な事態における場合と同様、領主はまったく正当にして神意にかなう公正を保持すべし」とあり、領主による懲罰的な負担配分がおこなわれていたことを窺わせる<sup>137)</sup>。また1847年、上級荘園カドルツの村落カドルツおよびツヴィンゲンドルフの領民が、要求された賦役が不当であると訴えたところ、領主イグナツ・ハルデック（宮廷軍事会議議長）は、この二つの村落に対し56日におよぶ宿営負担を課した<sup>138)</sup>。

## (5) 民衆

16世紀以降、さまざまな形で負担の増大に生活を脅かされたドイツ語圏諸地域の民衆は、ときに蜂起という形でこれに応えた<sup>139)</sup>。蜂起勃発の原因を軍事負担をめぐる問題のみに帰着させることはも



とよりできないが、この問題が民衆の生活環境を悪化させた一因であったこと、そしてそれを民衆側が認識していたことは確かである。

上オーストリアでは、1356年から1849年までの間に合計60回の民衆蜂起が発生した。なかでも最も大規模であったのは、三十年戦争中の1626年に勃発した蜂起である。その発端となったのは、この時期に上オーストリアに駐留していたバイエルン軍の兵士がレムバッハで惹き起こしたいざこぎであった。この蜂起は最終的に参加者およそ四万人のうち一万二千人が命を失うという結果に終わったが、その翌年には、宿営中のバイエルン軍兵士の横暴に耐えかねたエンスタールの住民が、同様に蜂起している<sup>140)</sup>。

下オーストリアの民衆は、1596年に大規模な蜂起を起こした。これはこの間に軍事負担が急激に重くなり、またこれを一因として領主による諸負担も増大したためであった<sup>141)</sup>。この時に作成された苦情書では、軍による乱暴狼藉が厳しく糾弾されている。「ここ四年来、軍は提供されるものではまったく満足せず、飲食物や現金を手当たり次第奪い取っていくので、甚大な損害が生じている。そのうえ人々は家屋敷から追い出され、みじめに打ち倒されるのである。このような兵の乱暴狼藉に対し、人々は同盟を組むこととした。今後このようなことが起きた場合、臣民は呼びかけに応じて集合する。またそれだけでなく、略奪暴行を受けた農民のため、領主もこれを援助する」<sup>142)</sup>。

ボヘミア諸邦において17世紀後半から頻発した民衆蜂起、そしてハンガリーにおける18世紀初頭の大規模な独立闘争（ラーコーツィ・フェレンツ2世主導）の一因も、やはり軍事関連負担の増大と兵士の横暴であった<sup>143)</sup>。1730年代には、軍事負担の過重を原因とする逃散行動・農村暴動がしばしば報告されている<sup>144)</sup>。

ただ一方、民衆の間には、王権を弱者の味方と考える素朴な信仰心のようなものがあつた<sup>145)</sup>。これに対し、領主およびその配下の役人は、領民の不満の矛先を君主および国家に向けさせようとする動きをみせた。枢密顧問官シーレンドルフは、ハンガリーの貴族がすべての公的負担を農民に押し付けておきながら、彼らの貧窮の原因が皇帝にあると農民を扇動していると述べ、これを防ぐには、農民をも含むすべての身分から代表を出させ、議会に召集することだと提案している<sup>146)</sup>。類似の事例は他の領邦においても確認できる。「宮廷軍事会議兵役調査」のシュタイアーマルクおよびモラヴィアについての報告には、領主役人が民衆に対し、「兵士は領邦にとってただの重荷であり、臣民のパンを食べ、宿営や輸送でやっかひをかけ、聖職者から物を奪い、我慢できないような暮らしぶりをしている」と吹き込むなどして、軍に対する悪感情を煽っているとある<sup>147)</sup>。また南ネーデルラントでは、ブリュッセルやヘントにおいて、兵士を軽侮する意識から、歩哨が民衆から暴力行為をうけたり武器を奪われたりする事件がたびたび起きていたが、都市の役人にこれを取り締まろうとする動きは乏しかった<sup>148)</sup>。

次々とふりかかる苦難に対し、民衆は庇護を願うという受動的な対応に終始してばかりはいなかった。君主からも領主からも十分な保護が期待できない状況に、民衆はしばしば相互扶助の理念に基づ

いて対応した。「戦争になれば、敵であれ味方であれ、村内に軍隊がやってきて、村人に無理難題をふきかけ、食糧や家畜や金を強要し、民家にも強制的に宿泊した。村人はこのような被害を、たまたまその個人にふりかかった災難とは考えず、村の共同体全体がこうむった被害と理解して、食糧や物や家畜を取り上げられた者にはその代金を、そして宿泊した場合には、兵士ひとりに付きいくら、馬一頭に付きいくらというように、その代金を支払っていた」<sup>149)</sup>。

また頻繁に戦乱に晒される地域では、軍が来た場合の対応策も確立されていた。たとえば前部オーストリアのキービンゲン村の場合、軍がやってくると、村長と小学校の教師と三人の老人のみを残して対応にあたらせ、村人は森の奥深くに隠れ逃げ込むのが習慣であった<sup>150)</sup>。また下オーストリアの市場町ラフェルスバッハでは、1791年の集会にて町の秩序を保持するために各種の役職を設けた際に「宿営監督 Quartiermeister」も設け、宿営の際の分担や秩序維持のほか、軍への給養も担当させることとしている<sup>151)</sup>。注目に値するのは下オーストリアの都市ブルックの事例で、ここでは18世紀初頭のハンガリーにおける独立闘争の折、友軍であったクロアチア軍の略奪暴行に悩まされた結果、彼らへの給養およびその宿営を拒否し、ハンガリーからの襲来には自衛で対応することとした<sup>152)</sup>。

### おわりに

本稿における検討で得られた成果について確認してみよう。近世において戦時がなかば常態化したなかで、他のヨーロッパ諸国と同様、ハプスブルク君主国も兵数の確保という難題に直面した。結局王権は各地の諸身分の協力をあおぎつつ、平民から兵士を募らざるをえなくなったが、需要に供給が追いつくことはなく、徴募は次第に強制的な形をとるようになった。これは地域社会に対し、ときに人口動態や社会構造を変化させるほどの影響をもたらした。

こうした動きに対し、民衆は、徴募逃れや逃亡といった形で抵抗した。一方そこでは、地域社会における階層分化に基づく扱いの差異が露わになった。比較的富裕な人々は領主から「良民」として扱われ、一定の保護を期待できた。また彼らには、人脈の利用や贈賄などにより、徴募を免れる可能性もあった。これに対し下層の人々は、領主からの保護どころか、徴募を口実としての「厄介払い」を恐れねばならなかった。さらに彼らは、徴募を逃れることに成功した富農のいわば身代わりとして、兵役に送られることもあった。ただし生活環境が劣悪な地域では、兵役に就くことに生活改善のチャンスをみいだす人々も存在した。

民衆の生活環境の良し悪しを第一に規定していたのは、やはり領主との関係であった。「身近にいる〈お上〉が、農民の思考と感情を完全に満たしていた」というクートリッヒの言葉は、正鵠を射たものであったと考えられる<sup>153)</sup>。また、誰を兵役に送るかを決定する力を事実上領主が有し、実際にしばしばそれを行使していたことを考えれば、徴募をめぐる問題は、地域社会における領主権力の強化に貢献したといえるであろう。

次に、兵站に関する負担は、近世になるとしばしば臣民の生活を脅かすまでに増大した。これらの負担に関しては、自らの利益が損なわれることを恐れた地域権力から、民衆は一定の保護と支援が期待できた。下オーストリアの諸身分が自己負担により兵舎を設置し、宿営負担の軽減を図ったことは、こうした保護の好例である。とはいえ、兵役が救いと思われるほどに領主の苛斂誅求が厳しい地域では、保護もまったく不十分であった。そして徴募における場合と同様、兵站に関する諸負担も、領民を統制する手段として利用された。

一方国家の側には、とくにマリア・テレジア期以降、平民層の担税能力を保つという目的もあつてのこととはいえ、兵站関連の負担軽減につとめる動きがみられた。ただしこれも相対的に余裕がある場合のことで、戦時となると配慮はほぼ失われた。また民衆は、ときに蜂起も辞さない構えで反発を示しつつ、兵站に関する諸問題に対応した。相互扶助の理念に基づいて損害の補償にあつた村もあれば、専門の役職を設けるなど、対応策を確立して事にあつた村もあった。

ただし、地域社会にとって、軍が一義的に問題をもたらす存在ではなかったことには留意する必要がある。いかに宿営および兵站の負担が重く、また兵士の乱暴狼藉による被害も少なくなかったとはいえ、軍は防衛のためなくてはならない存在であった。また、莫大な物資を消費する軍は、領邦経済の活性化のためにも必要であった。ヨーゼフ2世は、宿営が農民にとって大きな負担となっていることを認識しつつも、各地に宿営する軍隊は商業を促進し、国民意識を醸成するだろうと述べている<sup>154)</sup>。支払いが滞ることがしばしばであったという問題もあったが<sup>155)</sup>、経済上のメリットがあることは諸身分も認識しており、この観点から、彼らから軍の駐留を希望することもあった<sup>156)</sup>。戦時における軍の需要は莫大であり、オーストリア大公領は17世紀末に勃発した対オスマン戦争の「特需」によって好況を迎えた<sup>157)</sup>。その主たる受益者は領主層であったが、この時期にこの地域の人口が顕著に増加したことからみて、民衆もその恩恵にあずかったことは確かであろう<sup>158)</sup>。またナポレオン戦争のさなかの1806年、下オーストリアの市場町テュルニッツでは軍需物資の需要増大によって農産物価格が十倍ほども高騰し、現地の農民は大いに潤った。この状況について市場の書記は、「そのため農民たちは近頃居酒屋で酔っ払ってばかりいる。平民たちの間で贅沢がどれほど進行しているかは、とうてい十分には書ききれない」と記録している<sup>159)</sup>。そして平時であっても、たとえば18世紀の第二四半世紀の南ネーデルラントの場合、兵馬の食費は年平均50万グルデンに達したから<sup>160)</sup>、軍は重要な顧客であった。ここではさらに間接税の多くが免除されたため、農民は余剰収穫物を市場より軍に納入するようになった<sup>161)</sup>。

こうして、地域社会は軍との間に、忌避しつつも少なからず依存するという複雑な関係を取りむすんでいくようになった。恐らく地域住民には理解されていなかったことであろうが、常備軍が設けられ諸地域におけるその駐屯が常態化していくなかで、領邦防衛と消費者という二つの側面により、軍は地域社会の構成員として、徐々にその地歩を固めてもいったのである。

## 注

- 1) 岩崎周一「共通の危機が国家をつくる ——近世ハプスブルク君主国における軍事と諸身分——」『一橋社会科学』第4号(2008年)、169 - 212頁。
- 2) 岩崎周一「近世ハプスブルク君主国における軍隊と兵士」『京都産業大学論集 社会科学系列』第30号(2013年5月)、123 - 154頁。
- 3) このような問題関心にもとづく軍事史研究は、近年「新しい軍事史」として注目を集めつつある。個々の文献については、岩崎「近世ハプスブルク君主国における軍隊と兵士」註2)を参照。
- 4) Hochedlinger, M., Rekrutierung – Militarisierung – Modernisierung. Militär und ländliche Gesellschaft in der Habsburgermonarchie im Zeitalter des aufgeklärten Absolutismus. In: Kroll, S. / Krüger, K. (Hg.), *Militär und ländliche Gesellschaft in der frühen Neuzeit*. Hamburg 2000, 353-354.
- 5) Wandruszka, A., *Leopold II.* Bd.1. Wien / München 1963, 343, 365.
- 6) Riesbeck, J. K., *Briefe eines reisenden Franzosen über Deutschland an seinen Bruder zu Paris*. Zürich 1783 (Nachdruck: Stuttgart 1967), 91.
- 7) Büsch, O., *Militärsystem und Sozialleben im alten Preussen: Die Anfänge der sozialen Militarisierung der preußisch-deutschen Gesellschaft*. Berlin 1962; 阪口修平「常備軍の世界 ——一七・八世紀のドイツを中心に」阪口修平・丸島宏太編『近代ヨーロッパの探究12 軍隊』(ミネルヴァ書房、2009年)、67 - 105頁。
- 8) Hochedlinger, M., *Austria's Wars of Emergence. War, States and Society in the Habsburg Monarchy 1683-1797*. London 2003, 291-297.
- 9) 徴募については、拙稿「近世ハプスブルク君主国における軍隊と兵士」1(7)においても部分的に扱っているため、参照されたい。
- 10) 平尾浩三訳『ザイフリート・ヘルブリング -中世ウィーンの覇者と騎士たち-』(作者不詳)(郁文堂、1990年)、13頁。
- 11) Mandlmayr, M. C. / Vocolka, K., Vom Adelsaufgebot zum stehenden Herr. Bemerkungen zum Funktionswandel des Adels im Kriegswesen der frühen Neuzeit. In: Klingenstein, G. / Lutz, H. (Hg.), *Spezialforschung und »Gesamtgeschichte«. Beispiele und Methodenfragen zur Geschichte der frühen Neuzeit*. Wien 1981, 112-125; Zachar, J., König und Stände: Kriegführung und Militärorganisation in Ungarn im ausgehenden 17. und in der ersten Hälfte des 18. Jahrhunderts. In: Rauscher, P. (Hg.), *Kriegführung und Staatsfinanzen. Die Habsburgermonarchie und das Heilige Römische Reich vom Dreißigjährigen Krieg bis zum Ende des habsburgischen Kaisertums 1740*. Münster 2010, 280.
- 12) Kuczer, J., Die schlesischen Stände und die kaiserliche Kriegführung von 1600 bis 1740 am Beispiel des Fürstentums Groß-Glogau. In: Rauscher (Hg.), *Kriegführung und Staatsfinanzen*, 239-240. なおオーストリアにおいても、諸身分資格を有する貴族に対し本人の従軍を呼びかけた事例は、17世紀初頭までみられた。Feigl, H., *Die niederösterreichische Grundherrschaft. Vom ausgehenden Mittelalter bis zu den theresianisch-josephinischen Reformen*. 2. grundlegend umgearbeitete Aufl. St. Pölten 1998, 66.
- 13) Niederösterreichisches Landesarchiv (以下 NÖLA と略記), Codex Provincialis Bd. 1, 97-102; NÖLA, Handschrift Nr. 141, 104<sup>r</sup>-112<sup>v</sup>; Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.1, Wien 1704, 92-93.

- 14) Friess, G. E., *Der Aufstand der Bauern in Niederösterreich am Schlusse des XVI. Jahrhunderts*. Separat-Abdruck aus dem Blättern des Vereins für Landeskunde von Niederösterreich, Wien 1897, 244.
- 15) Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.5, Wien 1777, 1256.
- 16) H・バラージュ・エーヴァ (渡邊昭子・岩崎周一訳)『ハプスブルクとハンガリー』(成文社、2003年)、190頁。
- 17) パーカー、J. (大久保桂子訳)『長篠合戦の世界史 ヨーロッパ軍事革命の衝撃 1500～1800年』(同文館、1995年)、4頁。
- 18) Zachar, König und Stände, 255.
- 19) Thewes, G., *Stände, Staat und Militär: Versorgung und Finanzierung der Armee in den Österreichischen Niederlanden 1715-1795*. Wien / Köln / Weimar 2012, 123.
- 20) 岩崎「近世ハプスブルク君主国における軍隊と兵士」、133 - 134頁。
- 21) Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 343.
- 22) 身分制議会に出席する資格をもつ高位聖職者・貴族・都市などによって構成され、地域および臣民の代表として君主と権力を分有し、国政に参与した人々の団体。
- 23) 岩崎「共通の危機が国家をつくる」第3章(3)。
- 24) Mat'a, P., „Unerträgliche Praegravation“. Steuererhebung und Militärfinanzierung im Königreich Böhmen vom Dreissigjährigen Krieg bis zum Regierungsantritt Maria Theresias. In: Rauscher (Hg.), *Kriegführung und Staatsfinanzen*, 172.
- 25) NÖLA, Codex Provincialis Bd. 3, 1496-1498.
- 26) Gates-Coon, R., *The Landed Estates of the Esterházy Princes: Hungary during the Reforms of Maria Theresia and Joseph II*. The Johns Hopkins University Press 1994, 151.
- 27) Gates-Coon, *The Landed Estates of the Esterházy Princes*, 144.
- 28) Hochedlinger, Rekrutierung – Militarisierung – Modernisierung, 343. ただし、連隊に対しては引き続き強制徴募が禁じられていた。また連隊による徴募と諸身分による徴募がかち合うこともあった。Kienast, A., *Das Wehrwesen in Österreich. In: Oesterreichischer Erbfolgekrieg. 1740-1748. Nach den Feld-Akten und anderen authentischen Quellen bearbeitet in der kriegsgeschichtlichen Abteilung des k. und k. Kriegsarchivs*. 1.Bd. Wien 1896, 463.
- 29) Winkelbauer, Th., *Robot und Steuer. Die Untertanen der Waldvierteler Grundherrschaften Gföhl und Altpölla zwischen feudaler Herrschaft und absolutischen Staat (vom 16. Jahrhundert bis zum Vormärz)*. Wien 1986, 213.
- 30) Hochedlinger, Rekrutierung – Militarisierung – Modernisierung, 347.
- 31) Duffy, Ch., *The Army of Maria Theresa. The Armed Forces of Imperial Austria, 1740-1780*. New York 1977, 50-51.
- 32) Hochedlinger, M. / Tantner, A. (Hg.), „...Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig“. *Die Berichte des Hofkriegsrates zur sozialen und wirtschaftlichen Lage der Habsburgermonarchie 1770-1771*. Wien 2005, 110.
- 33) Hochedlinger / Tantner (Hg.), „...Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig“, 107.
- 34) Kudlich, H., *Rückblicke und Erinnerungen*. Bd.1 Wien / Pest / Leipzig 1873, 61.



- 35) Hochedlinger / Tantner (Hg.), „…*Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig*“, 57.
- 36) Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.5, 1206.
- 37) Hochedlinger, Rekrutierung – Militarisierung – Modernisierung, 358. そのため、連隊によって徴募された兵士に占める既婚者の割合は、3パーセント前後であった。Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 51.
- 38) Hochedlinger / Tantner (Hg.), „…*Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig*“, LXII, 92, 94, 107, 130.
- 39) Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.5, 1256.
- 40) Hochedlinger / Tantner (Hg.), „…*Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig*“, 21. 下オーストリアおよびシュタイアーマルクからの報告にもほぼ同じ指摘がある。Ibid., 28, 110.
- 41) Gates-Coon, *The Landed Estates of the Esterházy Princes*, 151.
- 42) Kudlich, *Rückblicke und Erinnerungen*. Bd.1, 60.
- 43) Hochedlinger, M., Quellen zum kaiserlichen bzw. k. k. Kriegswesen. In: Pauser, J. / Scheutz, M. / Winkelbauer, Th. (Hg.), *Quellenkunde der Habsburgermonarchie (16.-18. Jahrhundert). Ein exemplarisches Handbuch*. Wien / München 2004, 175.
- 44) Winkelbauer, *Robot und Steuer*, 217.
- 45) Kudlich, *Rückblicke und Erinnerungen*. Bd.1, 60.
- 46) Hochedlinger / Tantner (Hg.), „…*Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig*“, 37-38. 同種の事例は、シュタイアーマルクおよび下オーストリアにおいても紹介されている。Ibid., 29, 105.
- 47) ニェムツォヴァー、B. (来栖継訳)『おばあさん』(岩波書店、1971年)、299 – 300頁。
- 48) Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 137.
- 49) Kudlich, *Rückblicke und Erinnerungen*. Bd.1, 65.
- 50) Kudlich, *Rückblicke und Erinnerungen*. Bd.1, 60-61.
- 51) Mitterauer, M., Lebensformen und Lebensverhältnisse ländlicher Unterschichten. In: Matis, H. (Hg.), *Von der Glückseligkeit des Staates. Staat, Wirtschaft und Gesellschaft in Österreich im Zeitalter des aufgeklärten Absolutismus*. Berlin 1981, 326.
- 52) 坂井『年貢を納めていた人々』、129頁。
- 53) Gates-Coon, *The Landed Estates of the Esterházy Princes*, 144, 151.
- 54) Pühringer, A., „… nach äussersten Kröfftten best möglichsten Widerstandt zu thuen.“ Landstände, Militär und Finanzen im Land ob der Enns. In: Rauscher (Hg.), *Kriegführung und Staatsfinanzen*, 391.
- 55) Pühringer, „… nach äussersten Kröfftten best möglichsten Widerstandt zu thuen.“, 390.
- 56) Hochedlinger / Tantner (Hg.), „…*Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig*“, 135, 144.
- 57) バラージュ『ハプスブルクとハンガリー』、246 – 251頁。
- 58) Winkelbauer, *Robot und Steuer*, 177.
- 59) Winkelbauer, *Robot und Steuer*, 214-215.
- 60) Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 130.
- 61) Gates-Coon, *The Landed Estates of the Esterházy Princes*, 144, 256-257.
- 62) Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.5, 1256.
- 63) Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.3, Leipzig 1748, 821; Hochedlinger, Rekrutierung

- Militarisierung – Modernisierung, 371.
- 64) Hochedlinger, Rekrutierung – Militarisierung – Modernisierung, 371.
- 65) Winkelbauer, *Robot und Steuer*, 218.
- 66) ニェムツォヴァー 『おばあさん』、第13章、第16章、第18章。
- 67) Winter, G. (Hg.), *Niederösterreichische Weisthümer. I. Theil. Das Viertel unter dem Wiener Walde. (Österreichische Weisthümer 7)*. Wien 1886, 683.
- 68) Winter, G. (Hg.), *Niederösterreichische Weisthümer. III. Theil. Das Viertel ob dem Wienerwalde. (Österreichische Weisthümer 9)*. Wien 1909, 99.
- 69) Kudlich, *Rückblicke und Erinnerungen*. Bd.1, 59.
- 70) 『ザイフリート・ヘルプリング』、43頁註11。
- 71) NÖLA, Ständische Bücher Nr.128, 11. Februar; 2. Mai 1711; Landtagshandlungen, Prälatenstandsvotum, 11. Oktober 1747; Hochedlinger / Tantner (Hg.), „…Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig“, 69-70, 85-86.
- 72) 山内進『掠奪の法観念史 中・近世ヨーロッパの人・戦争・法』（東京大学出版会、1993年）。
- 73) 『ザイフリート・ヘルプリング』、40 - 41頁。
- 74) Tropper, P. G., Das Stift von der Gegenreformation bis zur Zeit Josephs II. In: Bayerische Benediktinerakademie (Hg.), *Geschichte des Stiftes Göttweig 1083-1983. Festschrift zum 900-Jahr-Jubiläum. Studien und Mitteilungen zur Geschichte des Benediktiner-Ordens und seiner Zweige*. München 1983, 284-285.
- 75) バラージュ 『ハプスブルクとハンガリー』、296頁。
- 76) Tebeldi, A (Beidtel, Carl), *Die Geldangelegenheiten Oesterreichs*. Leipzig 1847, 216.
- 77) Kudlich, *Rückblicke und Erinnerungen*. Bd.1, 61-62.
- 78) Kudlich, *Rückblicke und Erinnerungen*. Bd.1, 64.
- 79) スケッド、A. (鈴木淑美・別宮貞徳訳) 『図説 ハプスブルク帝国衰亡史 千年王国の光と影』（原書房、1996年）、137頁。なお引用にあたり、用語などを一部改訳した。
- 80) 鈴木直志『ヨーロッパの傭兵』（山川出版社、2003年）、81 - 84頁。
- 81) コンセンツィウス、E. 編（佐藤正樹訳）『大選帝侯軍医にして王室理髪師 ヨーハン・ディーツ親方自伝』（白水社、2001年）、49、86頁。
- 82) コンセンツィウス『ディーツ親方自伝』、258頁。なお、意に反してプロイセン軍に入れられた経験をもつスイス出身の若者ウルリヒ・ブレーカーは、行軍中の町での宿営の様子を兵の立場から伝えている。ブレーカー、U. (阪口修平、鈴木直志訳) 『スイス傭兵ブレーカーの自伝』（刀水書房、2000年）、125 - 126頁。
- 83) コンセンツィウス『ディーツ親方自伝』、48頁。
- 84) Winkelbauer, Th., *Ständefreiheit und Fürstenmacht. Länder und Untertanen des Hauses Habsburg im konfessionellen Zeitalter*. 1.Bd. Wien 2003, 419.
- 85) Becher, J. J., *Politische Discurs*, Frankfurt 1688, 37.
- 86) Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.2, Wien 1704, 223-244.
- 87) Fischel, A., Christian Julius von Schierendorff, ein Vorläufer des liberalen Zentralismus unter Josef I. und

- Karl VI. In: Ders., *Studien zur Österreichischen Reichsgeschichte*. Wien 1906, 189, 258; Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 320-324.
- 88) Bräuer, H., „… und hat seithero gebetlet“. *Bettler und Bettelwesen in Wien und Niederösterreich zur Zeit Kaiser Leopolds I.* Wien / Köln / Weimar. 1996, 34-35; Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.2, 194-195, 301-302; Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.6, Wien 1777, 861.
- 89) 岩崎「近世ハプスブルク君主国における軍隊と兵士」、135 - 137 頁; Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 126; Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.5, 1256.
- 90) Pröve, R., *Stehendes Heer und städtische Gesellschaft im 18. Jahrhundert. Göttingen und seine Militärbevölkerung 1713-1756*. München 1995, 138; Kroll, S., *Soldaten im 18. Jahrhundert zwischen Friedensalltag und Kriegserfahrung. Lebenswelten und Kultur in der kursächsischen Armee 1728-1796*. Paderborn 2006, 281; Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 212.
- 91) Wangermann, E., *The Austrian Achievement 1700-1800*. London 1973, 70.
- 92) Walter, F. (Hg.), *Maria Theresia. Briefe und Aktenstücke in Auswahl*. Darmstadt 1968, 28.
- 93) NÖLA, Landtagshandlungen 1748, 23. この部分には下線が引かれている。
- 94) NÖLA, Landtagshandlungen 1748, 24.
- 95) NÖLA, Landtagshandlungen 1748, 25-26.
- 96) Walter, F., Maria Theresia und Wien. In: *Jahrbuch des Vereins für Geschichte der Stadt Wien*. Bd.9 1951, 85.
- 97) Donth, H. H. (Hg.), *Rochlitz an der Iser und Harrachsdorf in der frühen Neuzeit. Quellen zu Herrschaft und Alltag in einer ländlichen Industriesiedlung im Riesengebirge*. München 1993, 211.
- 98) Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.5, 300-342.
- 99) Wrede, A., *Geschichte der K. und K. Wehrmacht. Die Regimenter, Corps, Branchen und Anstalten von 1618 bis Ende des XIX. Jahrhunderts*. Bd.1. Wien 1898, 44; Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.6, 423-424, 973-975.
- 100) Rill, R., Der Festungs- und Kasernenbau in der Habsburgermonarchie. In: *Das achtzehnten Jahrhundert und Österreich*. Bd.11 1996, 62; Neumann, Ch., *Geschichte der Wiener Kasernen im 18. Jahrhundert*. Diss. Wien 1948, 34.
- 101) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 54.
- 102) Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 108.
- 103) Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.6, 825-827, 1036; 岩崎「近世ハプスブルク君主国における軍隊と兵士」、138 頁。
- 104) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, 55.
- 105) 坂井『年貢を納めていた人々』、127 頁。
- 106) Hochedlinger / Tantner (Hg.), „…Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig“, 138-139.
- 107) Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 107-108.
- 108) Gates-Coon, *The Landed Estates of the Esterházy Princes*, 143.
- 109) Pyrker, J. L. / Czigler, A. P. (Hg.), *Mein Leben 1772-1847*. Wien 1966, 3.

- 110) Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 311.
- 111) Godsey, W. D., *Stände, Militär und Staatsbildung in Österreich zwischen Dreißigjährigen Krieg und Maria Theresia*. In: Ammerer, G. / Godsey, W. / Scheutz, M. / Urbanitsch, P. / Weiß, A. S. (Hg.), *Bündnispartner und Konkurrenten der Landesfürsten? Die Stände in der Habsburgermonarchie*. Wien / München 2007, 242; Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.5, 806-807, 846-847; Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.6, 1037.
- 112) Godsey, W. D., *Österreichische Landschaftsverwaltung und Stehendes Heer im Barockzeitalter: Niederösterreich und Krain im Vergleich*. In: Rauscher (Hg.), *Kriegführung und Staatsfinanzen*, 333.
- 113) NÖLA, Codex Provincialis Bd. 3, 1743-1747.
- 114) Pühringer, A., *Contributionale, Oeconomicum und Politicum. Die Finanzen der landesfürstlichen Städte Nieder- und Oberösterreichs in der Frühneuzeit*. München 2002, 56-57.
- 115) Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 295.
- 116) Supplementum Codicis Austriaci... (Codex Austriacus), Bd.3, 734-740.
- 117) 王権が諸身分に対して年一回発する租税要請書には、つねにこの問題の解決に努力するという趣旨の文言がみられた。一例として、NÖLA, Verordneten-Patente Karton 13, Steuerbrief (19. September 1721)。
- 118) NÖLA, Codex Provincialis Bd. 1, 569-580; Bd.3, 1730-1731, 1747-1797.
- 119) 岩崎「共通の危機が国家をつくる」: Thewes, *Stände, Staat und Militär*; Godsey, *Stände, Militär und Staatsbildung*; Godsey, *Österreichische Landschaftsverwaltung*.
- 120) Rill, *Der Festungs- und Kasernenbau*, 63.
- 121) NÖLA, Handschrift Nr. 141, 157<sup>r</sup>-173<sup>v</sup>.
- 122) NÖLA, Handschrift Nr. 141, 157<sup>r</sup>-157<sup>v</sup>; Codex Provincialis Bd. 1, 260.
- 123) NÖLA, Codex Provincialis Bd. 3, 1403-1416.
- 124) NÖLA, Handschrift Nr. 141, 160<sup>r</sup>.
- 125) NÖLA, Handschrift Nr. 141, 212<sup>v</sup>-213<sup>r</sup>.
- 126) Feigl, *Die niederösterreichische Grundherrschaft*, 72.
- 127) Feigl, *Die niederösterreichische Grundherrschaft*, 20.
- 128) Feigl, *Die niederösterreichische Grundherrschaft*, 80.
- 129) 飯塚信雄『男の家政学 なぜ〈女の家政〉になったか』(朝日新聞社、1986年)、112頁。
- 130) Winkelbauer, *Robot und Steuer*, 208.
- 131) Tropper, *Das Stift von der Gegenreformation bis zur Zeit Josephs II*, 285.
- 132) Donth (Hg.), *Rochlitz*, 260-261.
- 133) Donth (Hg.), *Rochlitz*, 316.
- 134) Hume, D., *The Letters of David Hume*. Edited by J. Y. T. Greig. Oxford 1932, 125-131.
- 135) Fischel, Christian Julius von Schierendorff, 202-205, 288-293.
- 136) Schulze, W., *Europäische und deutsche Bauernrevolten der frühen Neuzeit – Probleme der vergleichenden Betrachtung*. In: Ders. (Hg.), *Europäische Bauernrevolten der frühen Neuzeit*. Frankfurt 1982, 39.
- 137) Winter, G. (Hg.), *Niederösterreichische Weisthümer. II. Theil. Die Viertel ob und unter dem Mannhaertsberge. (Österreichische Weisthümer 8)*. Wien 1896, 55.

- 138) Bach, M., *Geschichte der Wiener Revolution im Jahre 1848*. Wien 1898, 312.
- 139) Schulze (Hg.), *Europäische Bauernrevolten der frühen Neuzeit*; ブリックレ、P. (服部良久訳) 『ドイツの臣民 平民・共同体・国家 1300～1800年』(ミネルヴァ書房、1990年)。
- 140) Haider, S., *Geschichte Oberösterreichs*. München 1987, 191-193.
- 141) Feigl, H., Die Ursachen der niederösterreichischen Bauernkriege des 16. Jahrhunderts und die Ziele der Aufständischen. In: Tiroler Landesarchiv (Hg.), *Die Bauernkriege und Michael Gaismair. Protokoll des internationalen Symposions vom 15. bis 19. November 1976 in Innsbruck*. Innsbruck 1982, 197-209; Friess, *Der Aufstand der Bauern*.
- 142) Friess, *Der Aufstand der Bauern*, 244-245.
- 143) Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, 187-189; Kienast, Das Wehrwesen in Österreich, 226-228; Klíma, A., Die böhmischen Länder von 1683 bis 1740. In: Gutkas, K. (Hg.), *Prinz Eugen und das barocke Österreich*. Salzburg-Wien 1985, 159-166; Zachar, König und Stände, 277. なお1730年代においてハプスブルク君主国が支配下の諸領邦から得ていた税金は、およそ50パーセントがハンガリー、30パーセントがボヘミア、20パーセントがオーストリアの諸邦からもたらされていた。Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, 232.
- 144) Hochedlinger, *Der gewaffnete Doppeladler*, 245.
- 145) Hoffmann, A., Zur Typologie der Bauernaufstände in Oberösterreich. In: Schulze (Hg.), *Europäische Bauernrevolten der frühen Neuzeit*, 312.
- 146) Fischel, Christian Julius von Schierendorff, 196-197.
- 147) Hochedlinger / Tantner (Hg.), „…Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig“, 27, 138.
- 148) Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 153.
- 149) 坂井『年貢を納めていた人々』、127頁。
- 150) 坂井『年貢を納めていた人々』、128頁。
- 151) Winter (Hg.), *Niederösterreichische Weisthümer*. II. Theil, 548-549.
- 152) Ruzicka, F., *Studien zur Geschichte der Kuruzzeneinfälle in Niederösterreich in den Jahren 1703-1709*. Phil. Diss. Wien 1976, 326-330.
- 153) Kudlich, *Rückblicke und Erinnerungen*. Bd.1, 58.
- 154) バラージュ『ハプスブルクとハンガリー』、177頁。
- 155) Hochedlinger / Tantner (Hg.), „…Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig“, 85-86.
- 156) この場合、騎兵は必要とする物資が多いことで、歩兵より好まれた。Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 200.
- 157) Bog, I., Türkenkrieg und Agrarwirtschaft. In: Pickl, O. (Hg.), *Die wirtschaftlichen Auswirkungen der Türkenkriege. Die Vorträge des 1. internationalen Grazer Symposions zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte Südosteuropas (5. bis 10. Oktober 1970)*. Graz 1971, 13-26; 岩崎周一「近世ハプスブルク君主国・下オーストリアにおける領主層の所領収益構造」『社会経済史学』第73巻第2号(2007年)、57-74頁。
- 158) Klein, K., Die Bevölkerung Österreichs vom Beginn des 16. bis zur Mitte des 18. Jahrhunderts (mit einem Abriß der Bevölkerungsentwicklung von 1754 bis 1869). In: Helczmanovszki, H. (Hg.), *Beiträge zur*



*Bevölkerungs- und Sozialgeschichte Österreichs*. Wien 1973, 47-112.

159) Gutkas, K., *Geschichte des Landes Niederösterreich*. 6. Aufl. St. Pölten-Wien 1983, 365.

160) Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 215.

161) Thewes, *Stände, Staat und Militär*, 230-232.

# The Army and Local Society of the Early Modern Habsburg Monarchy

Shuichi IWASAKI

## Table of Contents

Introduction

1. Military Conscription

(1) From Feudal Levy to Mercenary Force

(2) Forced Conscription

(3) Draft Evasion

(4) Lower Classes

(5) Military Conscription as an Instrument of Oppressive Control

2. Military Logistics

(1) General Circumstances

(2) State

(3) The Provincial Estates

(4) Landlords

(5) Commons

Epilogue

**Keywords :** Army, Local Society, Early Modern Period, Habsburg Monarchy, Military History